

(別添 2 - 1)

学 則

① 商号又は名称	株式会社アットホーム
② 研修事業の名称	株式会社アットホーム 生活援助従事者研修講座
③ 研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修
④ 研修課程及び学習形式	生活援助従事者研修 ・通学形式 ・ 通信形式 (通信学習計画書 (別添 (2 - 10) を参照。))
⑤ 事業者指定番号	152
⑥ 開講の目的	「どのような障がいや病気があっても、みんな家族のように助け合って、生きていこう」という理念のもとで株式会社アットホームは運営されています。私たちはその理念のもと、高齢者や障がい者に共感できるとともに、高い知識や技術を持ち、その人らしい生き方を支えることができる介護者の育成を目指します。
⑦ 講義・演習室 (住所も記載)	大阪府池田市満寿美町2番12号 株式会社アットホーム池田事業所 演習室 大阪府池田市満寿美町2番12号 医療法人如月会楠杜クリニックデイケア 大和室
⑧ 実習施設	1 実施しない 2 実施する (実習施設一覧表 (別添 2 - 7) を参照。)
⑨ 講師の氏名及び担当科目	講師一覧表 (別添 2 - 3) を参照。
⑩ 使用テキスト	生活援助従事者研修テキスト (59 時間研修) 中央法規
⑪ シラバス	シラバス (別添 2 - 2) を参照。
⑫ 受講資格	開講日時点において高校生以上の者で、介護や福祉の業務に従事することを希望する方及び、介護の知識・技術を学び家庭や地域活動に活用することを希望する方。
⑬ 広告の方法	ダイレクトメール、折り込みチラシ及び当法人のホームページ等にて広報する。
⑭ 情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス : http://www.athomeweb.net

⑮ 受講手続き及び本人確認の方法（応募者多数の場合の対応方法を含む）	<p>受講希望者には、本学則、重要事項説明書、研修カリキュラム、申込書を送付する。所定の申込用紙に必要事項を記入の上、持参、FAXメール、あるいは郵送にて申し込むものとする。受付定員は定員になり次第締め切るものとする。定員に達した場合は、募集を打ち切り、ホームページにその旨記載する。</p> <p>本人確認は、運転免許証もしくは健康保険証あるいはパスポートのコピー等身分を証明できるものの提出を求める。</p>
⑯ 受講料及び受講料支払方法	<p>受講料は 22000 円（消費税込み・別途テキスト代が必要）</p> <p>既定の期限までに下記口座に振り込むこと。</p> <p>【振込先】</p> <p>北おおさか信用金庫 芥川支店 普通 419889</p> <p>口座名義：株式会社アットホーム 代表取締役 井内 良子</p>
⑰ 解約条件及び返金の有無	<p>受講者からのキャンセル：開講日の2週間前までは全額返金。一週間前までは半額返金。それ以降は返金しない。</p> <p>研修事業者からの解約：応募者が8人に満たない場合は、全額返金の上、開講しないことがある。</p>
⑱ 受講者の個人情報取扱	<p>個人情報保護規程策定の有無 <input checked="" type="checkbox"/>有・無</p> <p>研修の実施にあたっては、受講生に関する情報を適正に取り扱います。本講座で知り得た受講者の個人情報については、研修以外の目的には使用しません。なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。</p>
⑲ 研修終了の認定方法	<p>認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付します。</p> <p>研修の修了年限：12ヶ月</p> <p>修了評価方法：（別添2-9）を参照。</p> <p>【不合格になったときの取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結果発表後、ただちに1時間の補習のうえ再試験を行う。なお、再評価に係る合格基準は60点以上とする。補習料は2,000円、再試験料は1,000円とする。 ・再試験は3回まで実施する。 <p>再試験の結果、不合格となったものは、未修了扱いとなるため注意すること。</p>
⑳ 補講の方法及び取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・病気や事故など、やむを得ない事情であると認めた場合に限り、下記の方法により出席とみなします。 ・当社にて1年以内の開講する講座の同科目・項目を受講した場合。 ・個別対応補講を受講した場合。個別対応の補講費用は一科目・一項目：5,000円になります。
㉑ 科目免除の取扱	<p>教科免除については行いません。</p>

⑳ 受講中の事故等についての対応	受講中に生じた事故（直接当該研修に係る事故のみ）については、講師にて緊急対応し、必要に応じて研修責任者が対応する。また、家族や関係機関等に連絡を行うとともに、病院受診等の必要な措置を講じ、費用等発生する場合は当社が責任をもって対応する。 ※ 但し、受講生の故意または過失責任の間われる事故についてはこの限りではない。
㉑ 研修責任者名、所属名及び役職	氏名：廣瀬 正明 所属名：株式会社アットホーム池田事業所 池田企画室 役職：主任
㉒ 課程編成責任者名、所属名及び役職	氏名：廣瀬 正明 所属名：株式会社アットホーム池田事業所 池田企画室 役職：主任
㉓ 苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：廣瀬 正明 所属名：株式会社アットホーム池田事業所 池田企画室 役職：主任 連絡先：072-734-8740
㉔ 研修事務担当者名、所属名及び連絡先	氏名：坂 りえ子 所属名：株式会社アットホーム 役職：事務部長 連絡先：072-668-1180
㉕ 情報開示責任者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：坂 りえ子 所属名：株式会社アットホーム 役職：事務部長 連絡先：072-668-1180
㉖ 修了証書を亡失・き損した場合の取扱い	「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：1,000 円
㉗ その他必要な事項	遅参の取扱い：授業開始前の出席確認時点で出席が確認できない場合は、遅参扱いで欠席とする。その際、当事業所が設定する日程において補習を受けなければならない。 退校処分の取扱い：他の受講生に対して、迷惑行為をおこない、注意しても改善されない場合は退校処分をおこなう。この場合、受講料は返金しない。

※1 大阪府からのお知らせ	大阪府生活援助従事者研修事業実施要領第2の2（1）より抜粋 【内容及び手続きの説明及び同意】 事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するため
---------------	---

	に必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。
--	--

※2 研修事業者の指定担当	大阪府 福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課 人材確保グループ 電話：06-6944-9165
---------------	---